

## 特定非営利活動法人山形県サッカー協会 退職金規程

### 第1条(適用範囲)

- 1 この規程は、特定非営利活動法人山形県サッカー協会(以下「協会」という)就業規程第 21 条に基づき従業員の退職金について定めたものである。
- 2 この規程による退職金制度は、協会に雇用され勤務する職員に適用する。

### 第2条(受給者)

- 1 この規程による退職金は雇い入れより3年を経過した職員が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合はその遺族)に支給する。  
前項の遺族は、中小企業退職金共済法第 14 条に規定される順位に従って支給する。

### 第3条(退職金の構成)

退職金の構成は以下の各号のとおりとする。

- ①基本退職金
- ②特別功労金

### 第4条(基本退職金)

- 1 基本退職金の支給は、協会が各職員について中小企業退職金共済機構(以下「中退共」という)との間に、退職金共済契約を締結することによって行うものとする。
- 2 退職金共済契約の掛金月額 は別表の通りとする。

#### [別表]

賃金	掛金月額	賃金	掛金月額
～16万円未満	8,000円	28～32万円未満	16,000円
16～20万円未満	10,000円	32～36万円未満	18,000円
20～24万円未満	12,000円	36～40万円未満	20,000円
24～28万円未満	14,000円	40万円以上	22,000円

- 3 新規に雇い入れた職員については雇い入れより1年を経過した月の翌月に、中退共と退職金共済契約を締結する。
- 4 基本退職金の支給額は、退職時の基本給を基に別表にて定められた掛金月額と勤続月数を乗じた額とする。  
尚、中退共と共済契約を終結した掛金が基本退職金の支給額を下回る際には、差額を加算した金額とする。

### 第5条(特別功労金)

在職中、特に功労のあった者に対しては、特別功労金を支給することがある。  
特別功労金の支給については、会長が決定するものとする。

### 第6条(退職金の受給)

- 1 基本退職金は、職員(職員が死亡したときは遺族)に交付する退職金共済手帳により、中退共から支給を受けるものとする。
- 2 職員が退職または死亡したときは、やむを得ない理由がある場合を除き、本人または遺族が遅滞なく退職金を請求できるよう、速やかに退職金共済手帳を本人または遺族に交付する。
- 3 加算金および特別功労金は、退職の日から原則として3ヶ月以内に本人もしくは遺族に支給する。

#### **第7条(退職金の支給制限)**

次項に該当する場合には、退職金は支給しないものとする。

- 1 懲戒免職処分を受けた場合
- 2 禁固以上の刑に処せられたこと等により退職した場合

#### **第8条(改定)**

この規程は、協会の経営状況および社会情勢の変化等により必要と認めるときは、支給条件・支給水準を見直すことがある。

#### **付 則**

この規程は、平成21(2009)年3月14日から施行する。

この規程は、令和7(2025)年4月1日から施行する。